

## 曲亭馬琴『女郎花五色石台』翻刻（三）——初編その3——

神田 正行

凡例（摘録。詳細は本誌五六五号（令和4年）掲載の、本稿（一）参照）

一、仮名は一部を除いて、現行のひらがなに統一した。また、会話を示す「」や、句読・濁点などを適宜補った。

一、読み誤りのない範囲で漢字を宛てた。その際、もとの表記を傍訓で残したものもある。また、原本における振り仮名は、一部を除いて省略した。

一、本文には、内容にもとづいて適宜段落を設けた

一、挿絵は本文の近い位置に掲げ、画中の詞書ことばがきは同じ頁の下段に翻字した。

一、影印ならびに翻刻の底本は、早稲田大学図書館蔵本（〈I33729 各編合綴）である。虫損や着色、シミなどが目立たぬよう、画像には最低限の修正を施した。翻刻に際しては、同館所蔵の稿本（路女代筆）や拙架蔵本、ならびに

滝本慶三氏による翻刻（<https://blog.goo.ne.jp/keiseisukoden>）なども参照した。

《第四冊 表紙・同見返し》



(表紙)

弘化四丁未春

下帙下

▼描かれる人物は、本作の木偶蔵であろう。色調の特徴は、第三冊と同じ。

※台綴のため、右端見えず。

(見返し)

乎民南倍之五色石台 壺集四

馬琴作

豊国画 甘泉堂梓

▼背景に薄墨使用。

▼稿本では、下部の藁苞に「わらづと」、そこから生える菊に「きく」と、それぞれ朱筆で注記される。

(四)

※欄上右に、改名主吉村の印。

三の続き乙締は遅鷺の路用なきを、いと心憂く思ひしかば、今送りぬる金二十五両を、「半は遅鷺の路用にせよ」とて、頻りに勧めてやまざりしを、遅鷺はあへて従はず。なれども母の志に、悖らんことの不孝に似たれば、わづかにその内五両はとめて、残る金二十両を、もとのごとく財布に収めて、やがて母にぞ参らせける。仮初の交はりだに、別れば悲しきものなるに、一人の親、



31才 遅鷺、二賊を捕らえる

二人の同胞、こゝに袂を分かつに及びて、心の憂ひやる方もなき、乙締はさら也木偶蔵も、いと名残の惜しまれて、この夜子二つ過ぐる頃まで、行く末来し方の物語に、心疲れて寝るとはなしに、親子が中に置き炬燵、布団一つを引き合ふて、細る炭団の玉の床、共に熟睡をしたりける。

夜はなほ更けて丑三頃、右の下へ 左の上より盗

人二人忍び入りて、宵より様子を窺ひ知りけん、乙締が枕辺に秘め置きける、財布の金を掻繰取りて、出去らまくしぬる時、遅鷺は早く目を覚まして、先に進みし一人の賊の、足を捕らへて捻ぢ倒せば、残る一人の盗人は、驚きながらとつて返して、拳を固めて打たんと進むを、

四(四五六)へなめら三宝、アイタ、。

遅(遅鷺)へ身の程知らぬどぶ鼠、夜稼ぎさせて詰まるものか。

の(のら平)へたびく若衆にはしくじつた。痛いぞく許せく。

遅鷲は透かさず身を起こして、ひと当て当てたる柔の内、いかにしてたまるべき、その盗人は「ア、」とばかりに、叫びて撞と倒る、程に、はじめ転びし一人の盗人、身を起こしつ、掴みかゝるを、遅鷲はこれをも又当てて、襟髪左右におし伏せて、あへてちつとも動かせず、たちまちに声をかけて、「やよ母さま起き給へ。木偶蔵も疾く起きよ。二人の盗人を捕らへたり。やよや疾く火を灯さずや」と、言ふに驚く乙締より、木偶蔵は恐ろしさに、身を起こせども戦慄きて、**次へ** (31オ) / 只がたくと震へてをり。

その時乙締は掻練々々、置き炬燵の埋み火もて、消えたる行灯に火を移せば、光隈なき火影にて、皆々その盗人らを熟見るに、これは紛ふべくもあらぬ、往ぬる日鈴ヶ森辺にて、乙締・木偶蔵を剥がんとて、かへつて遅鷲に打ち懲らされたる、雲介どもにてありければ、再び驚くそが中に、遅鷲は騒がずあざ笑ひて、「汝等はこれ往ぬる頃、鈴ヶ森にて引剥をせんとて、女子どもを手籠めにせし時、我が一棒を食らひしかば、手並はかねて

知りつらんに、なほ懲りずまに今宵又、盗みせんとて忍び入りしは、命知らずの痴れ人也。出処来歴年頃の、悪事を落ちなく白状して、刃を受けよ」と責めつけ、問はれて苦しむ二人の盗人、息絶えなくなる声に、「姐さま少し緩べ給へ。鬼をも欺く勇女とは、夢にも知らで剩へ、今宵はいたく当てられて、打ち身に堪へねば逃ぐるとも、逃げ果つべうもあらざれば、何もかもうち出して、こと皆懺悔仕らん。命ばかりは助け給へ」と、詫ぶるを遅鷲はあざ笑ひて、「さらばこと皆懺悔せよ。もし偽り陳じなば、我が短刀こゝにあり、許すものかは」と責め懲らして、一人の盗人が手に持つたる、金財布を取り返して、母に渡して盗人らを、引き起こしつ、突き放せば、打ち身に懲りたる二人の盗人、跪きつ、陳ずるやう、「鬼神を欺く姐さまに、向かひて何事をか偽るべき。もと我々は、上総なる夷灣郡、打出村の百姓にて、我が綽名は野鉄火野平、彼は鬼殺の四五六と呼ばれたる、悪戯者で候ひき。そが中に野平は、同じ村の百姓なりける、打出の杭平の妻の侄なれば、今より四五年先

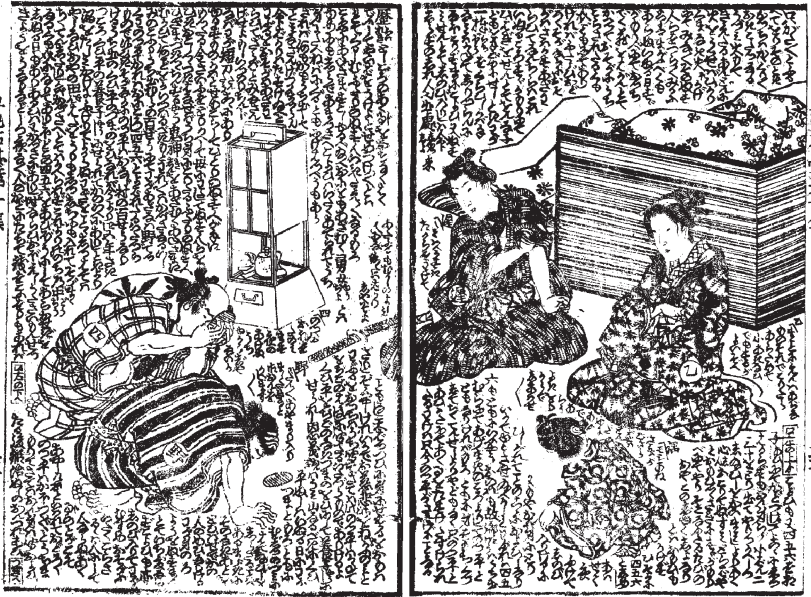
つ頃、杭平の養子にせられて、かの家にありし時より、酒を嗜み賭に耽りて、よからぬ業をことしつ、果ては養ひ親の田畑を、売りもしつ質にも入れて、そがま、逐電したりしかば、上総へとは帰られず。これよりの後道中なる、雲介になりてありし程、この四五六を相棒にして、荒稼ぎをしぬる日もあり、或は又上総にありし時、習ひ覚えし歌祭文、説教を喰りなどして、夜なく人の門に立ちて、錢を乞ふ折もあれば、

□右の下へ

左の上より今宵も又、四五六を相子にて、門付してこゝに来つ、囚らずも御身らが、小判二三十を取り出て、やりつ返しつし給ひしを、垣間見しより悪心起こりて、盗み取らばやと思ひつ、先に鈴ヶ森にて、やり損なふたる旅の親子の、宿所なりとは思ひもかけず、秘かに四五六と示し合はせて、夜ふけて忍び入りけるに、又もや御身に取られられて、事のこゝに及びしなり。いかで許させ給へかし」と、詫ふれば四五六も共に言ふやう、「おのれも故郷は打出村にて、総角の頃よりして、野平と友なりければ、もろともに身を持ち崩して、逐電せし

より宿もなく、只野平と相方にて、悪事を助け助けられたる、訳は只今野平が、懺悔に異なる事もなし。天罰遂に身に迫るを、思はざりしぞ悔しけれ。いかでお慈悲を願ふのみ」と、詫ぶるを乙締はうち聞て、「さては此野平は、かねて伯父御の話に聞たる、悪戯者でありけるよ。杭平伯父御の亡き妻の、任にして養子にせられし、恩義は海山なるべきに、杭平主は往ぬる日に、我が夫ともろともに、無実の罪に果て給ひしを、知らざることあるまじきに、その亡き跡を吊ひはせて、彼人の姪なりける、我が身の路用を盗まんとて、一度ならず今宵も亦、忍び入りて我が娘の、遅鷲にいたく懲らさるゝは、人にして人ならぬ、悪事の科こそ怪しけれ」と、言はれて驚く野平は、顔つくぐぐとうちまもりて、「さては御身は聞及びたる、後鍛冶主の御連合、次へ(31ウ・32オ) / そのお子たちにてありけるよ」と、言ふに呆るゝ、四五六も「さてもぐ」とばかりに、又言ふ由はなかりけり。

その時遅鷲は面正しく、野平らにうち向かひて、「聞くがごときは和主らは、我が母と古き誼あり。鯛を煮た



(21ワ・22才 遅鷺、二賊を許す)

る鍋に似たれば、さすがに憐れみ思はざるにあらざ。今より志こころざしを改めて、まことの人になるならば、いさ、かなりとも元手もとてを取らせん。これもてゆきね」と懐かじろより、小判二両取り出て、花紙はながみに載せて取らすれば、野平のつと四五六は、頭かうべを叩き受け戴いたきて、「親にも勝まさるこの御恩おん、

乙(乙締)へまことに縁は味なもの。それで懲りた  
ら改めて、小商あきなひでもするがよいぞへ。

偶(木偶蔵)へモシ姉あねさまがござらずは、飛んだ目  
に遭あふであらう。よき折からで幸しあはせ〜。

遅(遅鷺)へ蓄たくはへ薄たかき財からを分けて、与ふるも昔の  
誼よしみ、人になした**いばかり**じやぞよ。

四(四五六)へのつ公お礼を頼みます。夜の明けぬ  
うちゆかうじやないか。

野(野平)へだん〜謝り入りました。きつと御恩  
を返します〜。

▼稿本では、乙締後方の屏風に「びやうぶ」、木偶蔵の  
左肩に「九才」と、それぞれ朱筆で注記される。

いつの時にか忘るべき。身の暇を給はるべし」と、暇乞しつ身を起こして、もろともに出でて行きにけり。

とかくする程に、はや明け方の鐘の聲、胸を貫く親子の別れ路、涙とともに止めかねたる、乙締は遅鷺の路用の五両、足らずなりしを補はんとて、二両出だして取らずれども、遅鷺はあへてこれを受けず、「夜明けぬ程に」と暇乞、果てしなげき「▼「果てしなげき」と「なげき」をあとにして、行方いづくと定めなき、袂をこゝに分かちけり。

○かくて乙締は十にも足らぬ、木偶蔵を店主にして、渋谷の借屋にあるなれば、彼が額髪を剃り落として、日ごとに館粗敷を売りに出だし、その身は糸を練り機を織り習ひて、細き煙を立つる程に、絶えぬ苦勞に身は痩せて、乙締は病着に臥ししより、艱難いよいよいふべうもあらず。されども木偶蔵が孝行なる、年には増してたち働き、朝夕の炊き、菓のこと、医師へ通ひ煎じ進むる、此の暇もなきものから、日暮るれば夜ごと夜ごとに、目黒の不動へ参りつ、冬の夕も夏の日も、滝垢離取りて

母の病の、平癒を祈らざる事なければ、辺り近き里人は、これを奇特の事とし感じて、迭代りに訪ひ來つ、助けになるも多かりける。

すでにして乙締が病厄、二年といふ秋の頃、やうやく本復  
 ○右の下へ  
 ○左の土よりしたれども、久しく何の生業もせず、葉の代に大方ならぬ、錢を費すのみなれば、遅鷺のくれたる金二十両も、これが為に失ひて、残り少なくなりしかど、「死するには優すべし」と、思ひ返して世渡りの、糸を練り機を織り、木偶蔵は館を売りて、わづかにその日を送る程に、九月廿八日になりぬ。この日は不動の縁日なれば、親子目黒へ詣でんと、うち連れだちて立出るに、今朝より空の曇りたれば、乙締は古き傘を、携へて出にけり。

かくて親子は不動尊の、本堂にうち上り、伏し拝みてありし程、我より先に詣でし人、頻りに祈念を凝らしつ、拝み果てて出てゆきしに、その人説ちて、傘をとり違へけん、乙締が傘はあらずなりて、よき傘一本傍にあり。木偶蔵これを見出だして、「やよ母さまこの傘は、



(32ウ・33オ 妙作、目黒で乙締母子を知る)

今の人の取り違へて、残し置きたるに疑ひなし。いで追  
 つかけて引替<sup>かへ</sup>てん」と、言ふに乙締<sup>おつち</sup>も心付きて、「げに  
 我が持てる古傘<sup>ふるがさ</sup>を、このよき傘<sup>かさ</sup>と取り替へられては、我<sup>わ</sup>  
 がしつる事ならずとも、そがま、収め置くべくもあらず。  
 とく追つかけて引替<sup>か</sup>へてよ」と、言ふに木偶蔵<sup>でく</sup>件の傘を、  
 肩にうちかけ走り出て、追ふこと五六町にして、件の人  
 に追ひつきて、こと云云<sup>しやくぐん</sup>と告げ知らせつ、すなはち傘<sup>かさ</sup>

乙(乙締)へなるほどそなたの言ふ通り、他人<sup>ひと</sup>さま

のよい傘<sup>からかさ</sup>を、残されてはかへつて迷惑。ひよん

なことではあるはいの。

偶(木偶蔵)へ確かに今が見かけた人たち。遠く

はゆくまい追つかけて、引替へて■／■参りま

せう。お前はこゝにござりませ。

妙(妙作)へ今の世にはありがたい、まことに奇特<sup>きとく</sup>

な人たちじや。

▼稿本には、木偶蔵・重石の左袖にそれぞれ「十二才<sup>マ</sup>」、  
 妙作の左袖に「四十余」という朱注がある。



を引き替へて、旧りたる己が破れ傘を、携へて帰り来つ、母に告げ路次を急ぎて、渋谷の宿所へ帰りける。

○こ、に又武蔵国豊島次へ(32ウ・33オ)／郡丸塚

馬琴は本郷丸山周辺と判断していた」の城下なる、妻恋坂【神田明神の北】の町人に、片名屋と呼びなす者あり。雛人形を作るに妙を得たれば、時の人相称えて、雛屋妙作とぞ呼びなしける。さればこの妙作も、目黒の不動を信仰しければ、今年十一才なる、娘の重石を携へて、目黒の不動へ参りつ、かの日、本堂に憩ひてありし程、乙締・木偶蔵が正直なる、己が古き傘と、人のよき傘を、取り替へられしを喜ばず、追つかけて引き替へたる、心ばへこそありがたけれ。「見るに彼らは親子ならんに、姿こそいと窶れたれ、由ある人の果てにやあらん」と、感心のあまりうちも置かれず、秘かに後をつけてゆくに、目黒より程遠からぬ、渋谷の郷なる裏屋に入りぬ。

これにより妙作は、そこらなる里人の家に立寄りて、かの親子の上を問ひ試みけるに、この家の女主は、その名をお世話と呼びなして、乙締が由縁の者なれば、乙締・

木偶蔵が本末を、問はれて隠すべくもあらず、彼らは三年先つ頃、鎌倉より流浪して、この地に侘住まひすること、その後乙締が、長き病着平癒の事、その子木偶蔵は、今年十一才なれども、その孝行、世に類稀なることまで、ありつるま、に説き示せば、妙作いよく感心して、捨てがたき思ひあり。なれどもこの日は年十一なる、女子重石を携へたれば、「又こそ参り候はめ」と、言を残して妻恋なる、宿所を指して急ぎける。

その次の日の朝未明より、妙作は只一人、渋谷の郷へ赴きて、お世話を訪ふて談合するに、乙締の為になることなれば、お世話はこれを喜びて、「さらばしるべをいたすべし。御身が彼処へ赴きて、語り給ふが近道ならん」と、言ふに妙作も喜びて、やがてお世話に案内させて、乙締の宿所に赴く程に、お世話はまづ内に入りて、乙締に妙作のこと箇様々と、告げ知らせつ、引き合はすれば、妙作は乙締に向かひて、「往ぬる日目黒の本堂にて、よそながら見もし

○右の下へ

○左の上より聞もしつる、かの傘のことをはじめにて、姿に似気なき心は



(33ウ・34オ 妙作、乙締を訪ねる)

への、麗しきを感じるのあまり、かくも推参したる也。  
 我が家富みたるにあらねども、近頃妻を失ひて、男女の  
 子ども二人あり。御身もし、人の雇ひ人になるを嫌ひ給  
 はずは、息子もろとも我が家に来て、世帯の助けになり  
 給はゞ、我も亦親族の、思ひをなして御身親子の、助け  
 にこそなるべけれ。御身の心いかにぞや」と、問へばお  
 世話もかにかくと、桂庵口を聞くなるべし。

へ木偶藏商ひ先より小戻りする。訳は次の本文に見  
 えたり。

妙(妙作)へさしつけがましいことながら、我らは  
 妙作と申す者、妻恋坂から参りました。

話(お世話)へこのお方がお前たちに、話したいこ  
 とがあるとき。それでお連れ申しました。

乙(乙締)へどなた様かは存じませぬが、見苦しけ  
 れどまづ此方へ、サア／＼お上がりなされませ。

▼稿本では、妙作の背に「年四十余」、お世話の左袖に  
 「年五十余」と、それぞれ朱筆で注記される。

その時乙締は答へて言ふやう、「頼み少なき親と子を、  
 さまざまに憐れみ給はする、御情けこそ嬉しけれ。二年余  
 りの此身の大病、命ばかりはとり留めたれども、些の  
 蓄へを使ひ果たして、元手もあらずなりしかば、頼もし  
 からぬ世を侘びて、いかにせましと思ひかねしに、さる  
 方様の□印へ／＼□印より出来ませしは、助くる神とや申  
 さまし。なれども我が子木偶蔵は、飴売りに出たれば、  
 次へ(33ウ・34オ)／＼帰るを待ちて言ひ聞かして、彼も  
 よろしと言ふならば、御意に従ひ侍るべし」と、答ふる  
 言葉も終はらぬ折から、木偶蔵は飴売れずとて、昼飯食べ  
 に帰り来しかば、母の告ぐるにはじめて聞知る、妙作に  
 名対面して、「我らは童のことなるに、何らの料簡ある  
 べきや。母のまに／＼すべきのみ」と、言ふに談合整ひ  
 て、一義すでに果てしかば、妙作は「明日明後日の頃、  
 迎ひの人をおこすべし」とて、お世話婆を請人にて、彼  
 に小判壹両を、渡して固く約束しつゝ、やがて宿所へ帰  
 りしより、約束の日になりぬれど、雛屋より迎ひの人は  
 来ず、乙締は心許なくて、待つこと三十日になりぬれ

ども、遂に訪れあることなければ、「彼処に障り出来し  
 か、頼もしからぬ人心、空頼めせし悔しさよ」と、うち  
 眩くのみ思ひも絶えて、後には待たずなりにけり。

○妙作が乙締らに、□右の中へ／＼□左の上より約束の日  
 を違へて、迎への人を遣はさざりしは、又これ故ある事  
 なりき。それをいかにぞと尋ぬるに、かの日妙作が、渋谷  
 へとて出でてゆく折、娘重石ももろともにとて、あとを  
 慕ふて已まざりしを、叱り留めて伴はず。この日渋谷よ  
 り帰り来て聞くに、「重石はかの折走り出て、久しくな  
 るまで帰り来ざれば、御身の伴ひ給ひしならんと、思ひ  
 たり」と言ふ者のみにて、行方は知れずなりしかば、妙  
 作いたく驚きて、あたり隣の人々に、告げ知らせ手分け  
 して、重石を尋ぬる事、七日七夜に及びしかども、些の  
 便りもあることなければ、妙作いよく憂ひ悶へて、  
 或は御籤・占算、加持よ祈禱と手を尽くして、このこと  
 にのみ日を送れば、渋谷のことは思ひも出でず、  
 □右の  
 □左の上より  
 不約束にぞなりにける。  
 ○さる程に、重石はかの日父を慕ふて、そゞろに走り出



(34ウ・35オ 重石を探す人々)

し時、鬢類結ふたる神童、忽然と出て来つ、走る重石を  
 引き留めて、「やよや女の童、尊の召させ給ふなる。此  
 方へ来よ」と引き立て、中空へ昇ると思へば、夢現の  
 境を知らず。しばらくしてあたりを見れば、こはいかに、  
 その身は宮殿の遠待にぞ置かれける。訝しきこと限りも  
 なければ、そこらに待る稚児たちに、「こ、はいづこ」  
 と尋ねれば、一人の稚児答へて言ふやう、「少女知らず  
 やこの所は、日本武尊のをはします、紫微宮殿にこそあ

～迷子のく重石やアイ。

皆々へ今夜は寒くて堪へられぬ。夜鷹蕎麦でも食は

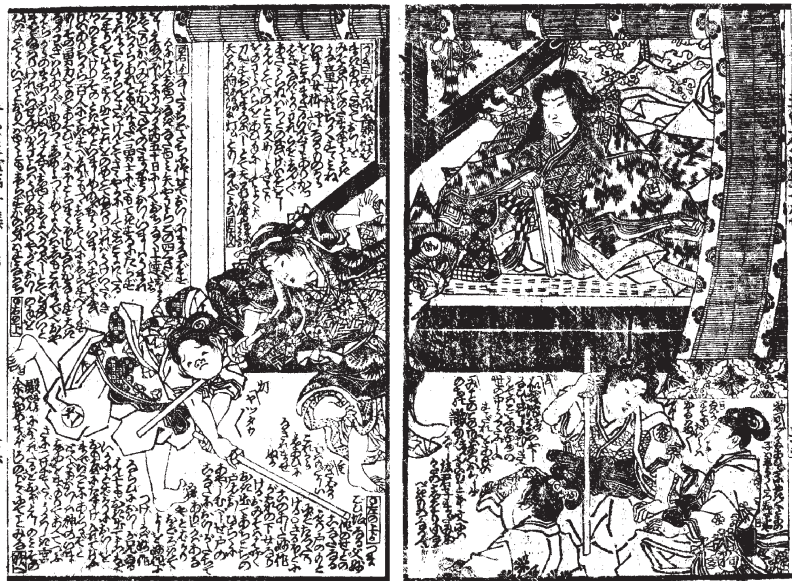
ふじやないか。

～よからう～

～妙作が長屋の人々、神隠しに遭ひける重石を尋ね  
 歩く所。これらは本文に見えたり。

(看板) 「二八／そばうんどん」

▼稿本では、画面右のそば屋に、「夜たかそばの荷」「ぶ  
 うりん 夜たかそばこり」と朱注が施される。



(357・36才 日本武尊、重石に武術を授ける)

んなれ。或は又下界げかいにありては、目黒の不動尊すなはちこれなり。尊世みことにいまそかりし時、自ら御姿みづかたを彫りなして、目黒の郷さとに残し給ひしを、凡夫ぼんぷが誤りした、めて、不動尊と称なえたり。すなはちこれ右の御手に、取らせ給

狗いぬ（天若狗）へわづかな間にめきくと、あの子は

上達じやうたつしたじや□/□ないか。とてもおいらは敵かたはぬく。

武む（日本武）へ似我蜂しじがばちの養やひなひたてし菜虫なむしさへ、果て

は胡蝶こてふの夢の世の中。うつたふしい簾すだれを上げよ。

へ尊みことのこの御哥みことは、重石おいしが後の識句しんく也。このこと本文にはなし。諸君子まだ見ぬ方かたの、しをりになるべきものなるべし。

重おも（重石）へ形かたばかりではもどかしい。これから試し合あひになされませぬか。

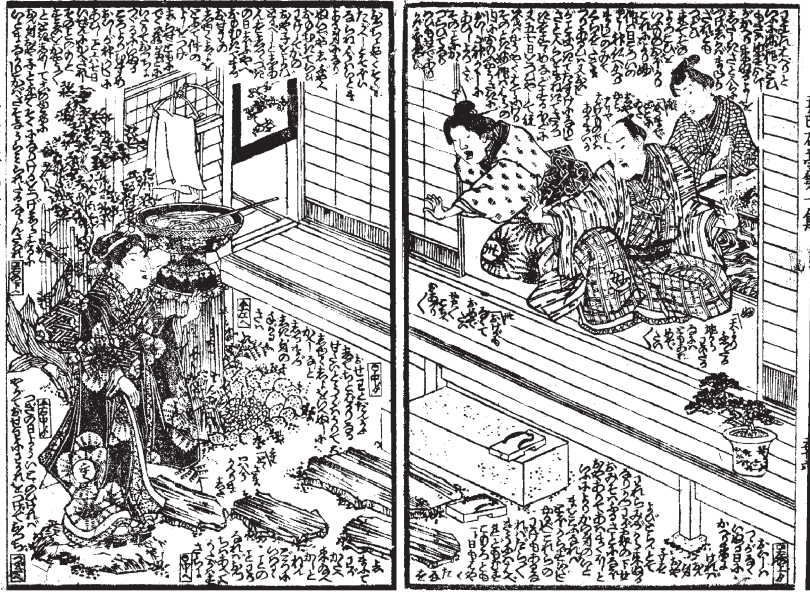
灯あひ（灯点）へヤツタウく。

▼稿本には、日本武尊の左肩に「年若くけだかく」、重石の左袖に「十一才」と、それぞれ朱注が施される。

ふ剣は、草薙の御剣なり、左りの御手に持たせ給ふ、縛の縄は列卒縄なり。御背に燃ゆる火は、駿河の夷らが放ちたる、野火に象り給ひし也。なほ種々の秘事あれども、汝のごとき女の童の、よく知るべきにあらざれば、こと削ぎて具にせず。尊に見参仕れ」と、誘ひたて、高御座の、此方におし据多たりければ、**次へ**(34ウ・35オ)／**続き**尊は御簾を巻き上げさせて、重石をみそなはして宣ふやう、「よきかな童女、近く進みぬ。汝は女体なるものから、男に勝る因果あり。かつ幼きより、我らを信心浅からねば、些の武芸を教えんとて、この所へ召し寄せたり。男の童らを相手にして、よく大刀筋を学ぶべし」とて、天若鷹、天若狗、灯点など、呼び**左へ**／**右**よりなしたる稚児たちに、仰せて重石に学ばするに、剣術・薙刀・弓矢・柔、この四種を教え給ふほどに、わづかに四五十日にして、落ちなく上達したりしかば、尊重ねて宣ふやう、「重石汝は、生まれ得て力あれども、いまだ一勇士にだも敵するに足らず。我また力を授けん」とて、さ、やかにして独鉈に似たる、葉を一つ取り

出て、「これを飲め」とて給はりければ、受け戴きつ、飲みてけり。その時尊戒め給ふやう、「汝は既に武芸あり、力百人に敵すべけれども、慎みて人に知らすべからず。もしその勇力を弄びて、人に誇らまく欲しなば、必ず大きな禍あるべし。ゆめ慎めよ慎めよ。今はしもこれまで也、親同胞の待ち侘びぬらん。早く宿所へ帰るべし」とて、身の暇を給はりければ、以前の神童承りて、やがて重石の手を引きたてて、出づると思へばゆくとも知らず、かの身はすなはち**●右の下へ**／**●左の上へ**り妻恋坂なる、父妙作の背戸の此方なる、折戸のもとにぞ立つたりける。

○さる程にこの朝、妙作が家の下女なりける、お卍は早く起き出て、あちこちの戸を押し開くに、怪しむべし背戸の此方に、重石が立ちてありしかば、「あなや」とばかり驚きて、由を妙作に告げしかば、妙作ならびに重石が兄なる、般七も起き出て、「こはく／＼いかに」とばかりに、重石を母屋に助け入れて、「今日までいづこにありつるぞ」と問へども、重石は神の戒めを守りて、あへ



(36ウ・37オ 重石、家に帰る)

て具つぎに告つげず、たゞ「麗うつくしき宮みや殿でんに、置おかれたるを覚おぼえ

しのみ、その余よは夢ゆめ幻まぼろのごとくにて、こと皆みな次つぎへ(35ウ・

36オ)／忘わすれ侍さむらい」と言いふに、妙た作さくは問とひも究きまめず、

重お石いしが帰かえり来きぬる由よしを、親おやしき里さと人らに告つげしかば、招ま

かざれども集あひ来きて、その飲のびを言いふ者もの多おほかり。これに

より妙た作さくは、日ひ頃まじ祈いのりし神かみ仏ぶつへ、返かえ申まうの幣へら帛びやくを奉たげ、

或あるは又また重お石いしがここにつきて、助たすけになりし里さと人らを招まき

妙た作さくへ「天あまより降くだつたか地ちより湧わいたか、何なには

ともあれめでたいく。

般はん(般はん七しち)へ今いままでどこにゐたじややら。アアリヤ

化ば物ぶつではあるまいか。

卅さへお怪あや我わもなくしておめでたい。サアくここちへお

上あがりく。

重お石いしへ父ととさま只ただ今いま帰かえりました。

▼稿こう本ほんでは、般はん七しちに「十五じゅうご才さい」、妙た作さくに「四十しじゅう余よ」、お卅さ

に「下した女によ、年とし四十しじゅう余よ」、重お石いしに「十一じゅういち才さい」と、それぞ

れ朱しゆ筆ひつで注しゆ記ぎされる。

て、盃さかづきを勧めなどする程に、又五七日を費つひやして、祝義はやうやく果はてにけり。

その時妙作は、腹の内に思ふやう、「先に重石おいしが、神隠しに遭あひしより、只そのことにか、づらひて、生業なりはひもせでありしかば、渋谷の乙締おつちと約束を、違たがへしこそ本意ならぬ。今は暇いとまある身になりぬ、いでや渋谷へ赴まきて、言いわひ訳わけしてかの親子を、呼び取るべし」と思案をしつ、次の日渋谷へ赴まきて、まづお世話の宿所を訪たづふて、件の由よしを告げ知らせ、共に木偶蔵でくが宿所に至りて、乙締おつちに告ぐるに、往ぬる頃より娘重石おいしが、神隠しに遭あひしこと、六七日以前に返されし、そのことの本末もとすゑを、簡様かやう々と説とき示して、「この故に御身おん親子と、不約束になりけるを、告げ知らするに暇いとまなかりしかば、さそな怨うらみられたるならん。さばれ 右の下へ 左の上より 重石おいしは恙つがなく、往ぬる日に帰り来にければ、御身おん親子を呼び取らんとして、我われら自ら来ぬるなり。かつ我が家の下女お卍みそは、故郷ふるさとになほ親ありて、会はまくほしと言ふにより、かの身の暇いとまを乞ふなれば、遠からず出だしやるべし。これら

の訳わけもあるなれば、だらく急には待れども、息子もろとも一日も早く、店たなをしまふて我が方かたへ、来給きたへかし」と懇ねんころに、言いわはるゝことの理ことわりなれば、乙締おつちはあへて疑はず、さらに 中へ 中より お世話と談合だんかひして、些ちとばかりなる世帯道具は売りて、宿所を家主いへぬしに返しなどしつ、貧しき身の手軽がるさは、 左へ 右中より 次の日用意整ととのひければ、やがてお世話に別れを告げて、乙締おつち・次あとへ (36ウ・37オ) 木偶蔵もろともに、妻恋つまこひの宿所に移り来にければ、妙作斜なやならず飲のびて、まづ当分は、雇よひ人の定めにて、厨くりのことを任まかすに、その甲斐かひ々々ぐしさはいふべうもあらず。

か、りし程にもとの下女、お卍みそはかねて願ねがひしごとく、身の暇いとまを乞ひ果たして、その故郷ふるさとへ帰りゆきしかど、乙締おつちあれば、人の足らざるにあらず。彼は厨くり働はたらきのみならで、縫針ぬいはりのわざをよくして、走り書きも拙つたなからず、主あまじの子ども般七はん・重石おいしを、守もりすることくいたはりて、夜も日も暇いとまなきまでに、骨を惜おししむことあらざれば、その子木偶蔵でくも、朝は疾とく起きて立働たてはたらき、般七はん・重石おいしが手





(37ウ・38オ 乙締母子、妙作の家に移る)



習ひの、送り迎へをせざる日もなく、或は門の掃き掃除、手紙使ひに遣はしても、早くゆきて早く帰る、年に増し

乙(乙締)へまことに不思議な御縁にて、わが身のみかは忤<sup>せがれ</sup>まで、御厄介になります。お叱りなされて下さりませ。

般(般七)へ雛屋の小者に木偶蔵とは、うつてつけたる名じやないか。

妙(妙作)へこれからはうち任せて、何もかも頼まにやならぬ。育て柄<sup>が</sup>がよかつたやら、息子は大人<sup>が</sup>大人しいく。

卅へわたしは出船、入船さん、あとを頼み申しませへ。

重(重石)へあれは目黒で見かけた人たち。ここにゐるならうれしいく。

▼稿本には、般七に「十五」、お卅に「下女、二十余」、妙作の前の箱に「せいしつ二重箱」左下の盥と葛籠に「たらい」「つづら」と、それぞれ朱筆で、注記される。

たる小者こものなれば、主あるじのみかは親おやしき里人さとも、この母と子を督とがめざるはなし。

されば又、妙作めうさくの初子はつこ般七はんしちは、今年ことし十五じゅうごになりぬれど、父の職しやくを嫌きらひて遊芸ゆうげいを好み、朝寝あさねして夜遊よあそびびに出歩いき、着るものは流行はやりを好み、費つひえを厭いとはざる本性ほんしやうなれば、妙作めうさく折々せりく叱ちり懲こらせども、遂つひに言いふ甲斐かひあるべくもあらず。是こゝにつきても乙締おつち・木偶蔵でくが、主しゆの為ためになること多おほきを、妙作めうさく秘ひかに喜びて、仕着しきせの着るもの、小遣せにひ錢ぜにまで、定めの外ほかに心こゝろをつけて、物乏ものしからず取とらすれども、乙締おつちはそれすら辞いひて受けず、「まだ一年いっねんも仕しへざる、身みの分ぶんに過ぎたる賜物たまものは、許ゆるさせ給たまへ」とばかりにて、貪むさむる心こゝろはなかりけり。

○かくてその年の暮くれより、妙作めうさくは来年らいねんの、雛人形ひななまの仕入しにれにて、ちとの暇いとまもなかりしかば、「木偶蔵でくも見習みならへ」とて、ほとり近く侍さむらいらせて、胡粉ごふんをおろさせ、透膠すいきにかほを煮なさせなどするに、よくその教しゆえを守りて、些ちとも等閑なほざりあることなければ、次の年の春はるに至りては、細工さいくの助けになること多おほかり。しかるに妙作めうさくが細工箱さいくばこのうち、木彫ぼり

の女狐めうきつね一つあり。こは去年こぞの春はる、二月初午にげつごまに用もちあるものなれば、妙作めうさく雌雄めせの狐きつね二つを、木彫ぼりに作りなして、店みせに出いだして売うらまくしぬる程ほどに、田舎いんげより来きぬる人ひと是こゝを見て、「我が鎮守ちんしゆの稲荷いなぎの御前みまへの狐きつね、一つあるその中に、雄狐おとこきつねばかり朽くち損こじたれば、この雄狐おとこきつねを買かひもてゆくべし。雌狐めうきつねは用もちなし」とて、只ただその一つを買かひ取りて、その雌狐めうきつねを残のこされたれば、今いまなほ細工箱さいくばこの内にあり。木偶蔵でくこれを見ることに、いと欲ほしげなりけるを、はじめは妙作めうさく心こゝろも付つかず、後のちにやうやくこれを推おしして、「木偶蔵でくこの狐きつねを欲ほしきや」とて、取とり出でしつゝ、見みせしかば、木偶蔵でくは受け戴おほきて、縦たてにながめ横よこに見みて、いと欲ほしげなりければ、妙作めうさくはうち笑わらひて、「賢さかしけれども童わらわ也や。」○

右みぎの下したへ／＼左ひだりの上うへより欲ほしくはそれ取とらせんか」と、言いはれて木偶蔵でく喜びよろこびに堪たへず、跪ひざまづきつゝ、答こたふるやう、「さん候さう。我が父世ちちよにありし時とき、稲荷いなぎの神かみを信しんじしたれば、輪わ棚だなにはさ、やかなる、石いしの狐きつねも候さうひき。その後のち父身ちちみまかりし折せ、家の悩なやみに身みを置おきかねて、親おや子故郷こけうを立た去さる日に、稲荷いなぎの祠ほぢらも石いしの狐きつねも、いかになりけん知らず候さう



(38ウ・39オ 木偶蔵、木彫りの雌狐を授かる)

ひしに、今御細工のこの狐を見て、昔を偲ぶ心から、いと欲しくこそ候ひけれ」と、告ぐるに妙作感心して、「まことに汝は孝行也。さらばそれを取らせんず。よく秘蔵せよかし」と、言はれて木偶蔵幾度となく、喜びを述べ受け戴きて、袖に抱きて退きて、母の乙締に箇様々々と、告ぐれば乙締も◇左へ◇右より喜びて、そがま、主のほとりへ来つ、その喜びを申しける。是よりの後木偶蔵は、かの木彫りの女狐を、己が衣葛籠の底に収めて、午の日ごとに祈念を凝らし、妙作親子・母乙締

妙(妙作)へこ、は所も妻恋の、夫に離れし●／●

その雌狐、売れ残つたる寝かし物。欲しくはやらう、失ふまいぞ。

重(重石)へ木偶蔵おいらは此やうな、人形を持つてゐる。狐より又よからうがの。

偶(木偶蔵)へ訳は只今申した通り。左様ならいたゞきます。失ふことではござりませぬ。

▼稿本では、重石の右袖に「十一」という朱注がある。

の、無異安全をぞ祈りける。

かくて乙締はその子と共に、妙作の家に在ること、はや二三年に及ぶ程に、よろづ儉約を旨として、主の為に費えを省き、只真心もて仕へざることなれば、次へ(37ウ・38オ)／妙作いよく愛で歎びて、ある日かたへに人なき折、乙締を呼びて談ずるやう、「かく言へば何とやらん、面正しくもなきことながら、我ら妻を失ひてより、後添を娶れとて、媒する者多かりしかども、子どものために妙ならねば、年頃鰥夫でありけるに、つらくそなたの心ばへを思ふに、我が子どもらの母になすに足れり。□印へ／□印よりそなたもし、わが瘦せ世帯を嫌はずは、後添の妻にせん。さる時は、木偶蔵はわが子也。知らる、ごとく、般七は懦弱にして、役に立つ者ならず、彼には別に店を持たして、木偶蔵に此世帯を、譲るとも怪しうはあらず。そなたの心いかにぞや」と、問はれて乙締は顔うち赧めて、さし俯きつ、答ふるやう、「そは思ひがけもなき、御情けに侍れども、わが身故郷にありし時、夫は非業に世を去りて、初娘は、父の仇を

討ち果たさんと、たち去りしより行方を知らず。さるをたゞ身の安きが為に、今更男を重ねては、亡き夫に言ひ訳なく、娘にすら憎まれ侍らん。今は包むに由もなし、その故は簡様々々と、後鍛冶宗次の○右中へ／○左より横死の事、乙締の伯父杭平の事、娘遅鷺は勇婦にて、□此印へ／□此印より父の敵を討たんとて、行方も知らせず出てゆきしことまで、忍びやかに告げ知らせ、「此言ひがたき訳あれば、只いつまでも下女にして、使はせ給はゞ身の幸也。もし強ひて後添に、なさまく欲しく思し召さば、▲右の下へ／▲印の左より只身の暇を給はりて、親子袖乞ひにならんのみ」と、初めて明かすかの身の上を、妙作聞つ、かつ恥ぢて、感ずることも大方ならず、「さういふ訳とは知らずして、粗忽の至り面目なし。我も亦男也、後添のことは思ひ絶えたり。その心ばへに愛づるの余り、今よりそなたを妹分にして、わが此世帯を任せまく欲す。さらば木偶蔵はわが任なり、迭に頼もしかりぬべし。この義ばかりはうけ引給へ」とて、天地に誓ひて偽りなき、真心を示すにぞ、乙締はいよく困

じ果てて、「そはともかくものことながら、木偶蔵にも言ひ聞かせて、御答へを致すべし」とて、左右なくは從はざれども、妙作はこの日より、乙締を妹と呼びなしつつ、般七・重石には叔母と呼ばせ、又親しき里人には偽りて、「乙締はわが亡き父の、隠し子にてありけるを、迭に知らで過ぐせしに、此度因らず悟り得たる、証拠まさしく候」と、まことしやかに告げしかば、人皆奇特のこと、して、実に乙締は妙作の、妹なりと思ひしかば、是より言葉を改めて、雛屋の妹御とぞ称えける。

○とかくする程に、妙作の娘重石は、年十五になりぬ。その顔はせは麗しく、生心なまこころ次へ(38ウ・39オ)／付く頃なれども、自然と備はる勇婦なれば、浮きたる心は露ばかりもあらで、手習ひ縫針を乙締に学ぶのみ、もとより神の教えを守りて、その勇力を人に知らせず、只目黒の不動明王を、年頃信心浅からねば、折々目黒へ詣つるに、供には必ず、木偶蔵を従へたり。

かくて重石は秋の頃、又目黒へ詣つる程に、妻恋坂より道の程、十八九丁に過ぎざりける、芝崎村しばさきむら【▼現在の

千代田区大手町周辺】を過る折、道のゆく手の板橋に特牛あり、大きな切石二枚付けられたるが、その橋朽ちたる所や▲下へ／▲上よりありけん、牛は右の前足を踏み抜きて、左の足を折りてをり、引き抜くべくもあらざれば、その牛飼驚き騒ぎて、助けて立せまく欲りすれども、落ち入りたる前足を、抜きてた【▼稿本「た、」】することかなはねば、負はせたりける切石を、解き下ろさまく欲すれども、その板橋の幅狭ければ、それすら自由になしがたかり。これがために往來の諸人、道去りあへず呆れてをり。

その時重石は、木偶蔵を従へて、橋の此方に佇みて、うち眺めてありけるに、こと果つべくもあらざれば、堪へかねつ、裳裾を引折りて、牛のほとりに進み近づき、やと声かけて特牛の、前足捉へて引きたつるに、落ち入りたる右の前足、手に従つて抜けしかば、引きつ、橋を渡させて、あへて又見返らず、かの身は木偶蔵を急がして、橋を渡しつ目黒なる、不動尊を指して赴きける。今このことの為、体に、誰が驚き怪しまざるべき、牛飼男も



(39ウ・40オ 重石、牛の難儀を救う)

諸人も、舌を振るひ眼を見張りて、「さてもかの少女は、神の化現か変化か、牛を自由につまみ上げしは、人間業にはあらず」とて、語り次ぎ言ひもて伝へて、評判高くなりけり。

人々へ昔の巴・板額でも、あの力には及ぶまい。□

／＼お娘は仁王の隠し子か、人ではあるまい、化物だらう。

力(力平)へ違へねへく。飛んだ娘もあればあるものだ。

牛飼へ橋の下へ舟を入れて、牛の足を車地で巻かずは、抜くことはなるまいと、手重くばかり思つたに、不思議な助けでありがたいく。

偶(木偶蔵)へ嬢さま、危なふござります。

重(重石)へいつまで待つても果てしがない。ドリヤ引き起こしてやりませう。

▼稿本では、画面中央に描かれた柳に「柳」、木偶蔵と重石に、それぞれ「年十五」と朱筆で注記される。

さる程にこの日重石は、目黒より帰るさに、巷の風聞  
かしましく、わが事を言ふ者多ければ、**次へ**(39ウ・40  
オ)／忽地に後悔して、「先に尊の戒め給ひて、力を人  
にな知らせそと、宣はしせしをうち忘れて、そゝるなる  
ことしてけり」と、思へば木偶蔵にも心得させて、「こ  
のこと父御にも同胞にも、秘めよ、人にな知らせそ」と、  
固く口を噤めしかども、後遂に悪少年、手嵐**无**▼底本  
「**无**」。以下同】方太の禍あり。件の手嵐无方太は、当



(40ウ 无方太、重石の噂を聞く)

時丸塚の城下に旅住まひしぬる、軍学の一先生、手嵐無  
敵斎の一人子にて、今年十八才なれどもなほ額髪あり。  
只これ血気の勇に誇りて、力ありて柔をよくす。この日  
□／**无**敵斎の草履取、力平と呼びなす者、芝崎村へゆ  
きし折、重石が大力の為体を、見つ、やがて帰り来て、  
无方太に告げけるに、无方太是を真とせず。なれどもそ  
の顔ばせの、麗しき由を聞知りて、たちまち胸に目論見  
あり。▲右の下へ／▲左の中よりそはいかなることを  
なすやらん、見る人これを知らまく欲さば、明年の春に  
つぎ出すべき、第二集を待ちねかし。めでたく。

无(无方太) へどうぞその娘を見たいものだ。美し  
いかく。

力(力平) へ美しいどころじやござりませぬ。○／

○年は大方、十五六でがなござりませう。

馬琴作 画(乾坤一草亭画)

豊国画 (書判)

路端代稿 筆工谷金川

▼稿本では、无方太の左袖に「年十八」と朱注される。

▼左、売薬広告

家伝神女湯〔婦人血の道諸病の妙薬〕 一包代百銅

家伝の良方にして、就中血の道に即功あり。世の常の振り出し薬と同じからざる事、いへばさら也。

精製奇応丸

大包代金式朱中包代一匁五分  
小包代五分はした売り不仕候。

薬種を選び、製方を詳らかにし、分量家伝の加減を以す。されば即功神のごとし。

熊胆黒丸子

熊の胆汁を以丸す。  
多く糊をまじへず。 一包代五分

婦人つぎ虫の妙薬

産後にも用ふべし  
血塊の憂ひなし。 一包代  
六十四文

製薬本家 四谷隠士

滝沢氏

弘 所 元飯田町中坂下南側中程

たき沢氏

▼第四冊の後表紙封面は、第二冊と同じく、『湖月百人

一首操庫』にはじまる、「鶴賀新内正本所 和泉屋市

兵衛」の蔵板目録。



## 《初編解題》

## 一 『女郎花五色石台』の起稿

『女郎花五色石台』(馬琴執筆部分は初編、四編、弘化四年・一八四七、嘉永四年・一八五二刊。以下適宜略称)を刊行した甘泉堂和泉屋市兵衛は、馬琴との馴染が深い書肆であり、馬琴の戯作第一作『廿日余四十両』つかひたしに(豊国画。寛政三年・一七九二刊)も、この和泉屋(当時四代目)が手がけた黄表紙である。饗庭篁村の『少年読本第五編 曲亭馬琴』(明治32年、博文館)は、寛政二年に馬琴が初めて山東京伝を訪れた際、「書肆甘泉堂の番頭」が両者を取り持ったという証言を伝えている。

草双紙が合巻の時代に入っても、和泉屋は数多くの馬琴作品を上木しており、とりわけ『金毘羅船利生纜』(白話小説『西遊記』の翻案。英泉画。文政七年・一八二四、天保二年・一八三一刊)(\*)は、長編合巻盛

行の先駆となった。また天保期には、艶情小説『金瓶梅』に取材した『新編金瓶梅』(十編。国安・国貞(三代豊国)画。天保三年、弘化四年刊)を馬琴に編述せしめており、甘泉堂は読本における文溪堂丁子屋平兵衛とともに、晩年の馬琴がもつとも信を置いた書肆である。

『新編金瓶梅』の刊行開始に伴い、先行する『金毘羅船利生纜』は、その編述が八編(原作の第四十二回に至る)までで中断された。ただし、和泉屋の蔵板目録では、『新編金瓶梅』の完結が間近に迫った天保十二年に至るまで、『利生纜』の続刊が予告されており、馬琴も市兵衛も、十年近い休刊を経てなお、同作の再開を諦めてはいなかったようである。

天保十三年六月、草紙類の出版規制が強化され、この年すでに第九集が刊行されていた『新編金瓶梅』も、最終編となる第十集の刊行が頓挫してしまった。翌々天保十五年に至って、馬琴は刊行の見込みが立たない同作第十集を、媳婦お路の代筆で編述しているが、この作業を馬琴に懲瀆して潤筆を与えたのは、讃岐高松藩の家宰木

村黙老である。

その一方で、刊行書肆の和泉屋は、翌弘化二年に至っても、馬琴合巻の刊行再開には消極的であり、同年正月六日の時点では、「〔新編〕金瓶梅」十集の事などは、今に申しも出さず候」というありさまであった（同日付殿

村篠齋宛馬琴書翰）。翌弘化三年、市兵衛は美図垣笑顔の合巻『見雷也豪傑譚』第六編を刊行したが、その題号は「緑みどりのはやし 林 豪傑譚」と改められ、編次も明記されていない。このような単発めかした小手先の操作からは、続きもの合巻の刊刻に対して、市兵衛がまだ抱いていた危惧を見て取るべきであろう（\*2）。結局、『見雷也豪傑譚』の続刊には何らの支障も生じなかったと思しく、翌年の第七編以降、同作はもとの題号に復している。

かくのごとき状況を踏まえて、和泉屋は馬琴にも執筆の再開を申し入れ、まずは『新編金瓶梅』第十集の写本を、黙老のもとから取り寄せて、その刊刻作業を開始した。一方で馬琴は、市兵衛の求めに応じて『女郎花五色石台』を起稿し、その初編を『新編金瓶梅』の最終編と

ほぼ同時に発兌せしめたのである。この時に馬琴が、『金毘羅船利生纜』の副作ではなくして、新たな作品を起稿したのは、自身の失明ゆえに、『利生纜』の原作である『西遊記』を参照することが困難になっていたからでもあろう。

『女郎花五色石台』初編が執筆された弘化三年の馬琴日記は現存せず、同年の馬琴書翰も伝存数が極めて少ないため、それらの中から、本編の編述・刊行に関する情報を得ることは難しい。一方、本作の稿本（路女代筆。初編・第四編のみ）が、早大図書館曲亭叢書に蔵されており、各冊後表紙の記載によって、初編執筆の経過を、おぼろげながらもたどることができる。

壹の巻「弘化三丙午年閏五月十七日稿了」

貳の巻「弘化三丙午年閏五月二十三日稿畢」

三の巻「弘化三丙午年夏六月八日稿了」

四の巻「弘化三丙午年夏六月十八日稿了」

おそらく馬琴は、この年閏五月に入ってから本作を起稿し、翌月十八日に全四十丁分の口述を終えたのである

う。本編序文の末尾には、「弘化三年閏月下浣代書稿成」とあり、この序文は上帙二十丁を稿し終えたのちに綴られたものと思われる。

既述のように、弘化三年の馬琴日記はすでに失われているが、その中に含まれた断片的な記事が、饗庭篁村編『馬琴日記鈔』（明治44年、文会堂）によって伝わる。その中で、『五色石台』初編の口述作業期間における記事は、以下の一項のみである。

弘化三年六月九日

一 この節、浦賀奉行大久保殿（因幡守忠豊）より、北亜米利加舟着来し候ふにつき、御届出の写し、長屋下座見より、借り受け候ふ由につき、持参、見せらる。大船長さ四十二軒（「間」の誤）、人数八百人、小舟は人数二百人、大筒八十挺・短筒八百挺、その余これある由等、右書面に見えたり。売買願ひこれある由に候らへども、通辞、アメリカに疎く候ふにつき、早速和解致しがたき由なり。ここである「御届出」とは、『弘化雜記』第九冊にも

筆録された、「弘化三丙午閏五月廿七日浦賀奉行より御届書（\*3）のことであろう。この書状には、右引用に記し留められた米船に関する情報が、ほぼ網羅されている。

弘化三年夏に軍艦二隻で浦賀へ来航した、アメリカ東インド艦隊のジェームズ・ビッドルは、幕府に対して通商を求めたが、この要求はあえなく拒絶された。馬琴が『女郎花五色石台』初編を編述する最中にも、西洋列強はわが国に対する働きかけを強めていたのである。

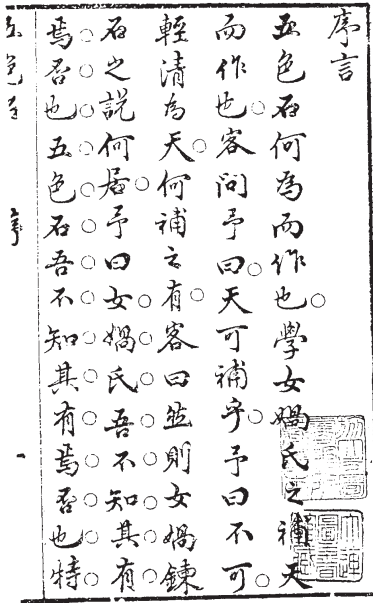
ビッドルの失敗を踏まえて、幕府に開国を強要すべく、マシュー・ペリーが来航するのは、馬琴の死没（嘉永元年・一八四八）から五年のちであった。

## 二 『女郎花五色石台』と「勸匪躬」

本作の構想について、水野稔氏は『水滸伝』の構想による二度目の『傾城水滸伝』と評しておられる（『日本古典文学大辞典』「女郎花五色石台」項）。初編冒頭で

語られる、烈婦唐糸からいとを祀る五色塚の由来は、『水滸伝』の伏魔殿を摸したものであり、女時致をんなときむね遅鷲おそが以下の五勇婦が、苦難の末に撰津摩耶山で会同する（第四編）までの筋立ても、百八好漢の運命に倣っていることは疑いを容れまい。

初編の序文において、馬琴は本作の題号を、白話小説『五色石』の「書名を借よみのなを借かり」たものと説明する。筆鍊閣主人編述の『五色石』は、「二橋春」以下の八編からなる短編集であり、その成立は清代初期とされている。



【図1】『五色石』巻頭（古本小説叢刊）

『女郎花五色石台』と『五色石』との関わりについては、かつて拙稿「女郎花五色石台」典拠小考（\*4）以下「旧稿」の中で検討を加えたことがあり、その要を摘めば以下の通りである。

近世期のわが国において、『五色石』の流布は極めて限定的であり（\*5）、馬琴が同書を容易に披閲しえたとは思われない。その一方で、馬琴の草稿類を徴しても、同書繙読の形跡は見出しえないので、彼にとつての『五色石』は、「名前のみを知る未見の書」であつたと考えられる。してみれば、『五色石』と『女郎花五色石台』との間に、「書名を借」た以上の明確な関連を見出しづらいため、無理からぬことといえるであろう。

右の推定が是認されるならば、馬琴が『女郎花五色石台』の序文において、『五色石』に言及した意図や理由を追究せねばならなくなる。そこで稿者が注目したのは、『五色石』の追随作『八洞天』（\*6）の存在であつた。

『八洞天』もまた、「補南陔」以下八編を収める短編集であり、内題に「筆鍊閣編述」を冠する点も、『五色

石」と同様である。よって両作は、同じ「筆鍊閣主人」の作と判断されてきたのであるが、各々に収められた短編の結構や、そこから読み取れる作者の思想には、些少ならざる懸隔が存在する。このため、『八洞天』は『五色石』に做つて、別の作者（おそらくは序者の五色石主人）が著したものとする見解が、今日では優勢となっている（\*7）。

馬琴は天保四年に小津桂窓から貸与された、写本『八洞天』を披閲して、ひとかたならぬ興趣を感じ、再写本

序言

八洞天之作也。蓋亦補五色石之所未備也。五色石以補天之闕而闕不勝闕。則補亦不勝補也。夫天之不克如人頭者何限。今試舉其大者言之。苟欲其悉如人頭焉。將必使夏禹不喪父。宣尼不



〔図2〕『八洞天』巻頭（大連図書館蔵孤稀本明清小説叢刊）

をあつらえて蔵書に加えるほどの熱意を示した。同書序文の冒頭に見える、「八洞天之作也、蓋亦補五色石之所未備也」（傍点稿者。図2参照）という一文から、馬琴は『五色石』の存在を認識したのであろう。

『八洞天』所収の八編の中で、『女郎花五色石台』との関連が見て取れるのは、第七巻「勸匪躬」である。同編の梗概は旧稿にも掲出したが、すでに初出から二十年以上を経過しているため、今となつては委曲を尽くしたものは思われない。ここに改めて「勸匪躬」の筋立てを、旧稿に補訂を加えつつ紹介してみたい。

南宋高宗の治世、金の統治下にあつた豊潤県（現河北省唐山市）の書生李真は、同窓の小人米家石を嘲笑する詩を吟じて、同人から恨まれる。旧作の詩を証拠として、米家石から金朝に異心ありと讒訴された李真は、鎮守都督尹大肩の賄賂要求を拒絶して、死刑に処された。

李真の妻江氏は、生後間もない息子の生哥を、忠僕の王保に託して自殺する。孝廉花黒は、李家の遭難

を憐れみ、面識もない李真夫婦を手厚く葬った。

主家の遺児生哥を伴い、女装して逃走した王保は、その真心が天に通じて乳房を生じ、赤子を育む便宜を得る。生哥を女兒存奴に仕立てて逃走を続けた王保は、やがて程嬰・杵臼を祀る双忠廟に至り、そこで碧霞真人と邂逅して、その庵室を譲られた。

七年ののち、再度王保の前に姿を現した碧霞真人は、五年の約束で生哥を伴い去り、これに剣術を仕込む。五年後、金の皇帝海陵王の寵を得ていた尹大肩が暗殺され、その現場には「殺人者米家石也」の血文字が残されていた。米家石は処刑されるが、大肩暗殺は生哥が碧霞真人の命で、理由も分からぬままに遂行したものであった。

王保のもとに戻った生哥（存奴）は真人の指示を受けて、隣家須氏の男児台官に絵を学ぶこととなる。台官は処刑された諫議大夫廉国光の娘冶娘の変身であり、彼女を育てる顔権も、民間からの婦女徴収を厭い、太監（宦官）の身分を投げ出した人物であつ

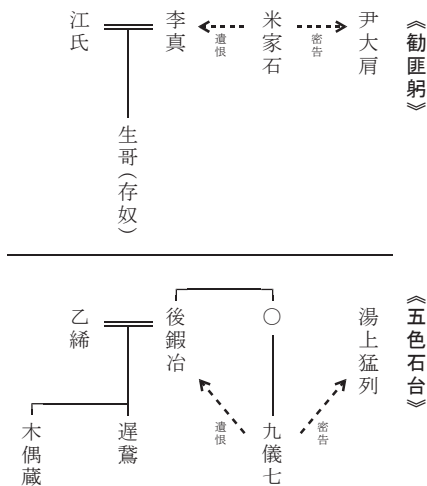
た。顔権が須姓を詐称するのは、その誠心が神に通じて鬚を生じ、金朝の追跡を免れているためである。やがて冶娘（台官）は生哥（存奴）の正体に気付き、自身も生哥に身の上を明かして、二人は二年ののちに夫婦となる。しかし、いまだ罪人の余類である兩人は、世間に対して性別を偽り続けた。

絵の注文を受けて、女装のまま翰林花黒の家を訪れた生哥は、夫人藍氏の亡母を描いた際、自らの両親を思つて涙し、藍氏から怪しまれる。生哥は藍氏に自身の素姓を語り、彼女の夫である花黒には、両親埋葬の恩義があることをも打ち明ける。

金朝では、海陵王が陣中で殺害されて世宗が即位し（史実では一一六一年）、先朝で処罰された廷臣たちが呼び戻される。花黒の上奏によって翰林待詔に任じられた生哥は、三年服喪ののち、金朝に出仕する。やがて臨城県（現河北省邢台市）で「通聖娘娘」を称する妖婦牛氏（尹大肩の妻）が反乱を起こし、生哥は碧霞真君に学んだ剣術で牛氏を殺害して、

反乱を鎮圧する。顔権は再度朝廷に仕え、王保は碧霞真君に従って仙人となった。

短いながらも波乱に富んだ筋立てを持つ「勸匪躬」のうち、稿者が旧稿において『五色石台』との関連を想定したのは、生哥の復讐に関する筋立てであった。両作の対応関係を図示すると、以下の通りである。



二つの作品の展開は、主人公（生哥／遅鷺）による父親のための報仇が、讒言者（米家石／九儀七）のみならず、処刑を行った役人（尹大肩／猛列）にも及ぶという

点で軌を一にしている。

その一方で、『五色石台』の九儀七が、遅鷺の従兄弟として設定されているのに対して、「勸匪躬」における米家石は、生哥にとって父李真の同窓に過ぎない。また遅鷺は、父親後鍛冶の仇敵として湯上猛列<sup>存奴</sup>を討ち取っているが（第四編）、生哥の尹大肩殺害は、碧霞真人の命を受けたものであり、この時生哥は、大肩が父の仇であることを知らされていなかった。さらに米家石は、生哥が尹大肩殺害の現場に残した血文字ゆえに処刑されているが、九儀七は猛列の横死とは関わらない形で、遅鷺の復讐を受けている（同上）。このように、両作には細部に相違する展開もあり、右の対応関係だけでは、「勸匪躬」を『五色石台』の明確な典拠作と断定することは難しい。

件の二作品における類似点としては、もう一つ「神仙による武道伝授」を挙げることができる。「勸匪躬」の生哥は、碧霞真人に伴われて五年を過ごし、その間に剣術を伝授されて尹大肩を殺害する。『五色石台』におい

ては、遅鷺の武術に特異な来歴は設定されていないが、一方で初編第四冊には、日本武尊やまとたけのみことが登場して、二人目の勇婦である千曳ちびきの重石おいしに紫微宮殿むらさきのみやで武道を伝えている。

もっとも、このような筋立ては特段目新しいものではなく、神仙による主人公への武道伝授は、馬琴の読本『南総里見八犬伝』における伏姫神霊と大江親兵衛、あるいは『開巻驚奇侠客伝』の九六媛くろむいめと姑摩姫こまとの間にも見出しうる。よって、重石の神隠しが「勧匪躬」に由来するとは即断しがたく、この類似点をもつてしても、『五色石台』と『八洞天』との関連を裏付ける確証とすることはできない。

今回改めて、旧稿や「勧匪躬」に目を通して見たが、遅鷺の報仇と重石の武道習得という、二つのありふれた筋立てのみによって、『女郎花五色石台』と『八洞天』「勧匪躬」との影響関係を想定するのは危険であると思われる。馬琴が確たる構想のもとで、「勧匪躬」を翻案したとするならば、王保や顔権の誠忠、絵画を介した藍夫人との邂逅、あるいは神仙伝授の剣術による妖婦退治

などの筋立てを用いなかったことに不審が生ずる。もっとも、弘化三年当時の馬琴の机辺には、すでに写本『八洞天』は存さなかったと思しく、『五色石台』における趣向撰取が部分的なものに留まる理由は、この点に求められるのかも知れない。

ともあれ、『八洞天』「勧匪躬」を媒介とした、極めて不確実な脈絡を辿らなければ、目下のところ『女郎花五色石台』と稀観の白話小説『五色石』とのつながりを説明することはできないと思われる。『五色石台』の構想を正しく理解するためにも、同作と先行文芸との関わりについては、今後とも探究を続けていきたい。

### 三 前回補訂

本誌第五六八号掲載の本稿その2において、路女代筆の稿本に見える朱筆の注記を紹介できなかったので、これを以下に補っておきたい。

・17ウ18才



画面右の後鍛冶に、「羽織わきざし」と朱注。

・19ウ20才

板本とは構図が異なり、画面右に「物置小屋也。くぎ七内よりかべをやぶりてのがれ出たる也」、画面左の人物に「夜廻りばんた」と、それぞれ朱筆で注記される。式の巻(十一〜二十丁) 稿本の表紙に貼付された、「ほふかむり・しりはしをり、夜廻りに見とがめられ、とつてなげたふす処に致度候」という朱筆の貼紙は、この画面に関するものと思しく、画工豊国はこの指示に従って、構図を改めたのであろう。

・第三冊表紙見返し

題号の書体について「此げだい、レイ書にて御書」、中央の花に「なでしこ」、下部の鉢に「今戸焼のめだか鉢」と、それぞれ朱筆で注記される。

・23ウ24才

中央の木偶蔵に「九才」、左の杭平に「六十くらい」と、それぞれ朱注がある。

・26ウ27才

画面左の斬り倒された人物に「かたるの姿」と朱注。

また、画面右に描かれた人物に、「この人年三十余、しづ(じつ)(実)カ」事師。前に出たるしつ事のりさねの心持たるべし。但しのび姿」とあり、同人が手に持つ財布にも「さいふ」と注記される。執事上杉憲実は、十丁表、十五丁裏などにも描かれる。

・27ウ28才

画面右に描かれる四五六の姿は、稿本では貼紙によって補われている。

・29ウ30才

遅鷺のかたわらに置かれる財布と短刀に「さいふ」「たんたう」、木偶蔵の右袖に「九才」と、それぞれ朱筆で注記される。また、板本では画面右(遅鷺の後方)に描かれる仏壇が、稿本では画面左(木偶蔵の後方)に置かれ、「やぶれつゝら」「つゝら」「びようぶ」という朱注によって、急ごしらえであることが強調されている。

・30ウ

ここに描かれた野平・四五六について、「此兩人、前

の雲助也」と、朱筆の貼紙で注意されている。

《注》

\*1 稿者による翻刻は、江戸風雅 20 (26) (令和元々4年) に連載。最終編第八編も、同誌 27 号 (令和 5 年 5 月) に掲載予定である。同誌では、引き続き『新編金瓶梅』を紹介する。

\*2 『児雷也豪傑譚』の第五・六編にうかがえる天保改革の余波については、鈴木重三氏「児雷也豪傑譚」書誌考第五編の微妙な改題刊行事情を中心に」(『改訂増補絵本と浮世絵 江戸出版文化の考察』所収。平成 29 年、ペリカン社) 参照。

\*3 内閣文庫所蔵史籍叢刊 35 『弘化雜記・嘉永雜記』(昭和 58 年、汲古書院)、二九一頁。

\*4 初出は平成 13 年。『馬琴と書物 伝奇世界の底流』(平成 23 年、八木書店) 所収。

\*5 現存唯一の『五色石』板本は、大連図書館大谷文庫蔵本であり、これはかつて京都西本願寺の什物であった。一方、西尾市立図書館岩瀬文庫には、宝暦八年の内山賀邸による写本が蔵されるという。また、明治十八年には「服部誠一(撫松)が『評点五色石』を刊行している。

\*6 わが国の国立公文書館内閣文庫に完本が蔵され、古本小説集成(一九九〇年、上海古籍出版社)などに影印される。馬琴の作成した写本は、のちに木村黙老へ譲渡され、近年まで四国に伝存したようであるが、現在の所在は突き止められていない。

\*7 たとえば、徐志平『五色石主人小説研究』(二〇〇六年、台湾秀威資訊科技) は、『五色石』を筆鍊閣主人、『八洞天』を五色石主人の作と判断した上で、『五色石』を考察の対象から外している。

(かんだ・まさゆき 法学部准教授)